

保育サービス会員規約

第1条（目的）

株式会社ニューマン（以下「弊社」という。）は、お子様の在宅保育サービス・送迎保育サービス・産褥期ケアサービス・家事代行サービス（以下「各種サービス」という。）のご利用者様（以下「会員」という。）のご依頼を受け会員の自宅又は指定場所に於いてベビーシッターを適正に配置すると共に教育及び指導監督を行いサービスに従事させる。弊社は、関係諸法令を遵守し会員の育児主旨に沿って各種サービスを誠実に実行する。

第2条（適用）

保育サービス利用規約（以下「本規約」という。）は全ての会員に適用される規約であり、弊社の提供する各種サービスをご利用される全てのご利用者様は、本規約の内容に合意した上で会員登録を行うものとする。

第2条（利用料金）

- 会員は弊社に対して、所定の料金表に基づき利用料金及び交通実費を支払う。請求書発行後10日以内の銀行振込とし、振り込み手数料は会員の負担とする。利用時間は1回3時間以上、以降30分単位で算定する。
- 交通実費は、公共交通機関を利用した場合の料金を算定する。但し、深夜時間帯、災害発生時等の公共交通機関が利用できない場合、又は会員のお子様及び弊社の雇用するベビーシッターの安全を考慮する必要があると弊社が判断した場合には、タクシー等の公共交通機関以外を利用する場合がある。
- 会員が弊社に対して各種サービスを依頼した日時が、予約日の前営業日の14時以降の場合、又は土曜日に当日から翌営業日に掛けて予約日を指定した場合には、会員は弊社に対し緊急対応費を別途支払う。
- 会員の配偶者、及び同居の親族は会員本人と同等の資格を以て各種サービスの依頼を代行出来るものとする。

第3条（年会費）

- 会員は、希望する場合には弊社に所定の年会費を支払う事に抛り所定の料金表に基づき優待料金で保育サービスを利用出来る。優待手続きは書面・電話又はメールで申込後、会費の支払を以て完了とする。
- 年会費は入会申込月の1日を以て起算日とし、理由の如何を問わず起算日以後に解約又は退会した場合には、会員は弊社に対し年会費の全額を支払い、会員は既に支払われた年会費の返還義務を負わない。

第4条（キャンセル料）

会員が予約日の2営業日前の17時以降に予約を取り消す場合には、予約時間相当分の利用料金に対して半額、予約日の前営業日の17時以降に予約を取り消す場合には、予約時間相当分の利用料金に対して全額をキャンセル料として弊社に支払う。また予約時間の大幅な変更は、予約の取り消しとして取り扱うものとする。

第5条（器材設備）

弊社は在宅保育サービス提供に際して、会員の書面に拠る指定の無い限りは会員の自宅又は指定保育サービス提供先にある玩具・電気・ガス・水道・食器類・オムツ・消耗品等の機材設備を無償で利用できる。

第6条（秘密保持）

弊社は業務上で知り得た会員又は会員のお子様に関する個人情報を、第三者に漏洩してはならない。

第7条（損害賠償責任）

弊社は、本規約書に定める各種業務の遂行中に、弊社及び弊社の雇用する従業員の故意又は重大な過失によって会員のお子様の生命・身体及び財産に損害を与えた場合には、損害賠償責任を負う。損害賠償額の査定は弊社の加入する賠償責任保険会社の査定額を上限とする。

第8条（サービス停止）

弊社は以下の場合にサービスの提供を停止する事がある。

- お子様の健康状態が事前告知よりも重篤であると弊社が判断した場合、又は感染性の強い疾患の場合。
- 天変地異・公共交通機関の停止等の不可抗力の事由に抛り、各種サービスの提供が現実的に困難な場合。
- 会員の指定する保育サービス提供先で、お子様の安全確保が困難であると弊社が判断した場合。
- 会員が利用料金の支払いを1ヶ月以上滞納し、催告にも関わらず支払いを行わない場合。

第9条（退会手続）

- 会員又は弊社が本規約に違反した場合には、何ら予告なく直ちに退会手続を行う事が出来るものとする。
- 会員又は弊社は、2週間以上の予告期間を以て書面にて退会を通告する事に抛り退会手続を行う事が出来る。
- 退会手続き完了後は、再度入会の手続を行うまで弊社の提供する全てのサービスが利用できないものとする。

第10条（遵守事項）

会員は、弊社に各種業務を依頼するに当たり以下の各号に掲げる事項を遵守する。

- 会員は依頼に際して、事前に所定の登録用紙に記入し、弊社に会員本人及びお子様に関する情報を書面で開示する。
- 会員はお子様の健康状態・発育状況・アレルギー・教育方針・禁止行為・緊急連絡先・薬の服用の有無・飼育動物の有無等保育上必要なお子様に関する最新の情報を、弊社に対して書面にて事前に告知する。
- 会員はお子様の安全管理上、在宅保育サービス中に家事代行サービスを並行して利用する事は出来ない。
- 会員は自宅にある危険物や破損する恐れのある物品を事前に移動し、安全な保育環境を提供する。貴重品・食品類は会員の責任に於いて管理し、弊社は会員の家財・貴重品・金銭等に対する保全乃至管理を請負わないものとする。
- 会員はお子様を会員本人、又は責任能力を有する会員の指定代理人に安全に引き渡しを行える状態を確保し、会員は保育サービス当日に大幅な予約時間の延長、又はお子様を残置した状態での保育サービス終了を依頼しない。
- 送迎保育サービスに於いて、会員は送迎先への連絡を事前に行い弊社が円滑に引受及び引渡が行えるよう手配する。
- 会員は弊社の雇用する従業員と直接の取引をしてはならず、各種サービスの依頼は弊社の営業所を介して行い、会員が直接取引を行った事で弊社に経済的損失を与えた場合には、会員はその相当額を損害金として弊社に支払う。
- 本規約で定める家事代行サービスとは、日常生活に於ける一般的な家事を指すものであり、尿石除去・ワックス塗布・カビ除去・エアコン分解清掃・レンジフード清掃等の専門性を有する清掃はサービス対象外である。

第11条（免責事項）

弊社は以下の各号に掲げる事項の一つにでも該当する場合には、損害賠償等一切の責任を免れるものとする。

- 天変地異・公共交通機関の停止・大事故・騒乱・刑事事件等の、弊社の責めに帰さない事由に抛り生じた損害。
- 会員から事前に保育依頼がないお子様、又は未登録のお子様に生じた損害。
- 会員が本規約の第10条の各号に掲げる順守事項の一つでも履行しなかった場合に生じた一切の損害。
- 会員の指定または管理下にあった食品の状態、及び会員の指定する薬品の投与により生じた一切の損害。
- 弊社の営業所が関知せず、会員と弊社の雇用するベビーシッターとの間で個人的に行われた業務の遂行中に生じた事故・物損及び傷害等一切の損害。
- 損害の原因がお子様の故意、若しくは会員の指定した保育環境にある場合。又はお子様の持病に抛り生じた損害。
- 弊社はお子様の心身の安全を第一とし、お子様の安全を優先した結果生じた遅延損害、又は延長料金等。
- 保育サービス終了時に、お子様の引受人が、会員の親族で有った場合の引渡に関する責任。
- 弊社は会員に対し個人情報の保守の義務を負う。しかし、公益性が認められる場合・社会通念上妥当と判断される場合・行政機関からの開示要請を受けた場合・又は損害賠償の査定等を目的として弊社が行政機関・損害保険会社・弁護士等に会員の情報を開示する場合には個人情報の保守に対する責任を負わないものとする。
- 状況により会員の手配依頼又はシッター指名要望に弊社が対応出来ない場合、それに起因する違約金は発生しない。

本規約にご同意頂きました上で、保育サービス会員にご登録を頂ける場合は、下記に署名押印して下さい。

令和 年 月 日

（会員様） 住 所 _____

氏 名 _____ 印



所在地 東京都武蔵野市吉祥寺東町3丁目1番8号
株式会社ニューマン マミー東京

保育サービス会員規約

第1条 （ 目 的 ）

株式会社ニューマン（以下「弊社」という。）は、お子様の在宅保育サービス・送迎保育サービス・産褥期ケアサービス・家事代行サービス（以下「各種サービス」という。）のご利用者様（以下「会員」という。）のご依頼を受け会員の自宅又は指定場所に於いてベビーシッターを適正に配置すると共に教育及び指導監督を行いサービスに従事させる。弊社は、関係諸法令を遵守し会員の育児主旨に沿って各種サービスを誠実に実行する。

第2条 （ 適 用 ）

保育サービス利用規約（以下「本規約」という。）は全ての会員に適用される規約であり、弊社の提供する各種サービスをご利用される全てのご利用者様は、本規約の内容に合意した上で会員登録を行うものとする。

第2条 （ 利用料金 ）

- 会員は弊社に対して、所定の料金表に基づき利用料金及び交通実費を支払う。請求書発行後 10 日以内の銀行振込とし、振り込み手数料は会員の負担とする。利用時間は 1 回 3 時間以上、以降 30 分単位で算定する。
- 交通実費は、公共交通機関を利用した場合の料金を算定する。但し、深夜時間帯、災害発生時等の公共交通機関が利用できない場合、又は会員のお子様及び弊社の雇用するベビーシッターの安全を考慮する必要があると弊社が判断した場合には、タクシー等の公共交通機関以外を利用する場合がある。
- 会員が弊社に対して各種サービスを依頼した日時が、予約日の前営業日の 14 時以降の場合、又は土曜日に当日から翌営業日に掛けて予約日を指定した場合には、会員は弊社に対し緊急対応費を別途支払う。
- 会員の配偶者、及び同居の親族は会員本人と同等の資格を以て各種サービスの依頼を代行出来るものとする。

第3条 （ 年会費 ）

- 会員は、希望する場合には弊社に所定の年会費を支払う事に抛り所定の料金表に基づき優待料金で保育サービスを利用出来る。優待手続きは書面・電話又はメールで申込後、会費の支払を以て完了とする。
- 年会費は入会申込月の 1 日を以て起算日とし、理由の如何を問わず起算日以後に解約又は退会した場合には、会員は弊社に対し年会費の全額を支払い、会員は既に支払われた年会費の返還義務を負わない。

第4条 （ キャンセル料 ）

会員が予約日の 2 営業日前の 17 時以降に予約を取り消す場合には、予約時間相当分の利用料金に対して半額、予約日の前営業日の 17 時以降に予約を取り消す場合には、予約時間相当分の利用料金に対して全額をキャンセル料として弊社に支払う。また予約時間の大幅な変更は、予約の取り消しとして取り扱うものとする。

第5条 （ 器材設備 ）

弊社は在宅保育サービス提供に際して、会員の書面に拠る指定の無い限りは会員の自宅又は指定保育サービス提供先にある玩具・電気・ガス・水道・食器類・オムツ・消耗品等の機材設備を無償で利用できる。

第6条 （ 秘密保持 ）

弊社は業務上で知り得た会員又は会員のお子様に関する個人情報を、第三者に漏洩してはならない。

第7条 （ 損害賠償責任 ）

弊社は、本規約書に定める各種業務の遂行中に、弊社及び弊社の雇用する従業員の故意又は重大な過失によって会員のお子様の生命・身体及び財産に損害を与えた場合には、損害賠償責任を負う。損害賠償額の査定は弊社の加入する賠償責任保険会社の査定額を上限とする。

第8条 （ サービス停止 ）

- 弊社は以下の場合にサービスの提供を停止する事がある。
- お子様の健康状態が事前告知よりも重篤であると弊社が判断した場合、又は感染性の強い疾患の場合。
 - 天変地異・公共交通機関の停止等の不可抗力の事由に抛り、各種サービスの提供が現実的に困難な場合。
 - 会員の指定する保育サービス提供先で、お子様の安全確保が困難であると弊社が判断した場合。
 - 会員が利用料金の支払いを 1 ヶ月以上滞納し、催告にも関わらず支払いを行わない場合。

第9条 （ 退会手続 ）

- 会員又は弊社が本規約に違反した場合には、何ら予告なく直ちに退会手続きを行う事が出来るものとする。
- 会員又は弊社は、2 週間以上の予告期間を以て書面にて退会を通告する事に抛り退会手続きを行う事が出来る。
- 退会手続き完了後は、再度入会の手続を行うまで弊社の提供する全てのサービスが利用できないものとする。

第10条 （ 遵守事項 ）

会員は、弊社に各種業務を依頼するに当たり以下の各号に掲げる事項を遵守する。

- 会員は依頼に際して、事前に所定の登録用紙に記入し、弊社に会員本人及びお子様に関する情報を書面で開示する。
- 会員はお子様の健康状態・発育状況・アレルギー・教育方針・禁止行為・緊急連絡先・薬の服用の有無・飼育動物の有無等保育上必要なお子様に関する最新の情報を、弊社に対して書面にて事前に告知する。
- 会員はお子様の安全管理上、在宅保育サービス中に家事代行サービスを並行して利用する事は出来ない。
- 会員は自宅にある危険物や破損する恐れのある物品を事前に移動し、安全な保育環境を提供する。貴重品・食品類は会員の責任に於いて管理し、弊社は会員の家財・貴重品・金銭等に対する保全乃至管理を請負わないものとする。
- 会員はお子様を会員本人、又は責任能力を有する会員の指定代理人に安全に引き渡しを行える状態を確保し、会員は保育サービス当日に大幅な予約時間の延長、又はお子様を残置した状態での保育サービス終了を依頼しない。
- 送迎保育サービスに於いて、会員は送迎先への連絡を事前に行い弊社が円滑に引受及び引渡が行えるよう手配する。
- 会員は弊社の雇用する従業員と直接の取引をしてはならず、各種サービスの依頼は弊社の営業所を介して行い、会員が直接取引を行った事で弊社に経済的損失を与えた場合には、会員はその相当額を損害金として弊社に支払う。
- 本規約で定める家事代行サービスとは、日常生活に於ける一般的な家事を指すものであり、尿石除去・ワックス塗布・カビ除去・エアコン分解清掃・レンジフード清掃等の専門性を有する清掃はサービス対象外である。

第11条 （ 免責事項 ）

弊社は以下の各号に掲げる事項の一つにでも該当する場合には、損害賠償等一切の責任を免れるものとする。

- 天変地異・公共交通機関の停止・大事故・騒乱・刑事事件等の、弊社の責めに帰さない事由に抛り生じた損害。
- 会員から事前に保育依頼がないお子様、又は未登録のお子様に生じた損害。
- 会員が本規約の第 10 条の各号に掲げる順守事項の一つでも履行しなかった場合に生じた一切の損害。
- 会員の指定または管理下にあった食品の状態、及び会員の指定する薬品の投与により生じた一切の損害。
- 弊社の営業所が関知せず、会員と弊社の雇用するベビーシッターとの間で個人的に行われた業務の遂行中に生じた事故・物損及び傷害等一切の損害。
- 損害の原因がお子様の故意、若しくは会員の指定した保育環境にある場合。又はお子様の持病に抛り生じた損害。
- 弊社はお子様の心身の安全を第一とし、お子様の安全を優先した結果生じた遅延損害、又は延長料金等。
- 保育サービス終了時に、お子様の引受人が、会員の親族で有った場合の引渡に関する責任。
- 弊社は会員に対し個人情報の保守の義務を負う。しかし、公益性が認められる場合・社会通念上妥当と判断される場合・行政機関からの開示要請を受けた場合・又は損害賠償の査定等を目的として弊社が行政機関・損害保険会社・弁護士等に会員の情報を開示する場合には個人情報の保守に対する責任を負わないものとする。
- 状況により会員の手配依頼又はシッター指名要望に弊社が対応出来ない場合、それに起因する違約金は発生しない。

本規約にご理解及びご同意頂きました上で、保育サービス会員にご登録をお願い申し上げます。

お客様保管用

大変お手数ではございますが、弊社保管用の保育サービス
会員利用規約にご署名・ご捺印の上、同封させて頂いてお
ります返信用の封筒にてご返送下さい。



所在地 東京都武蔵野市吉祥寺東町 3 丁目 1 番 8 号
株式会社ニューマン マミー東京